



事務連絡
平成26年1月

公益社団法人全国産業廃棄物連合会 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

PCB廃棄物の適正処理の徹底について（依頼）

産業廃棄物処理の推進につきましては、日ごろより御尽力賜り感謝申し上げます。
さて、PCB廃棄物については、廃棄物処理法及びPCB特別措置法に基づいて、事業者において適切な処理を行っていただく必要があります。

これに対し、都道府県市を対象とした調査によれば、年間20～40件程度のPCBの漏えい事案、年間30～50件程度のPCB廃棄物の紛失事案及び年間20～30件程度のPCB廃棄物の不適正処分事案が発生（別紙1）しており、これによる環境汚染が懸念されています。また、不適切な処分を行うことにより検挙に至る事案も発生（別紙2）しています。

また、「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について」（平成24年8月 PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会 ※）においても、保管事業者及び関係事業者が適正な保管・処分に関する責務を有することについて、あらゆる機会を捉え、関係者の理解の増進を図ることの必要性が指摘されているところです。

これを踏まえ、環境省では、別添のとおり保管事業者向け及び関係事業者向けパンフレットを作成いたしましたので、貴連合会会員に配布いただき、PCB廃棄物の適正な処理の徹底について周知いただくようお願いいたします。

（別紙1）PCB廃棄物に係る漏えい・紛失等の事例について

（別紙2）廃棄物処理法違反、PCB特別措置法違反、組織犯罪処罰法違反による事件概要

※検討委員会報告書 <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15598>

（別添）

（1）保管事業者向けパンフレット

「PCB廃棄物を保管している事業者のみなさまへ」

（2）産廃・リサイクル業者向けパンフレット

「トランス、コンデンサを廃棄・リサイクルする前にPCBが含まれているか否かの確認を必ずしてください。」